

6福祉高施第673号

令和6年6月18日

都内各有料老人ホーム設置者 殿
(八王子市内を除く)

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長

梶野 京子

(公印省略)

有料老人ホームに係る報告の徴収について（依頼）

日頃より東京都の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針及び厚生労働省通知により、重要事項説明書及び決算書等の提出を依頼しているところですが、令和6年度は下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 提出書類等

- (1) 重要事項説明書・介護サービス等の一覧表・都指針適合表（以下「重説等」）
- (2) 法人の経営状況報告書
- (3) 協力医療機関に関する届出書・添付書類（協定書写し）
- (4) 変更届（変更がある場合のみ提出）

2 作成上の注意

- (1) 詳細は下記ホームページを御覧ください。様式はホームページからダウンロードできます。

福祉局ホームページ「令和6年度有料老人ホームの報告徴収について」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/houkoku.html>

(東京都福祉局トップページ→高齢者→高齢者施設→有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）→令和6年度有料老人ホームの報告徴収について)

(2) 重説等

- ア 重要事項説明書作成要領を参考に、必ずホームページよりダウンロードした最新の東京都指定様式により作成してください。令和6年6月に様式更新しております。最新の様式以外が使用されている場合は再提出を依頼することがありますので、ご注意ください。
- イ 適合表で指針不適合となる項目については、適合表備考欄に、不適合の具体的な状況、指針適合に向けて検討している内容及び改善の期限を明記してください。
- ウ 報告基準日は、令和6年7月1日として作成してください。
- エ 東京都福祉局のホームページにて公表している重要事項説明書は、今回提出された最新版に更新します。そのため、提出期限を守るようお願いします。
- オ 重要事項説明書等は、入居者及び入居希望者に対して、入居契約に関する重要な事項を説明し情報を開示することを目的として、作成及び入居者等への交付が老人福祉法により事業者^{（事業者）}に義務付けられているものです。したがって、事業者の責任において、事実に基づき作成されるものであることに十分留意してください。

(3) 法人の経営状況報告書

- ア 都指定の様式（Excel）にて提出してください。
- イ 複数の施設を運営されている法人の場合、法人の経営状況報告書を施設数分提出する必要はありません。1部の提出で結構です。
- ウ 場合により、追加資料の提出（例：財務諸表（貸借対照表・損益計算書等））を求められることがあります。予めご承知おきください。

注意 ・Excelファイルのセルの位置等、体裁は変えずに記入ください。

・PDF等に変換せず提出ください。

(4) 協力医療機関に関する届出書（別紙1）

※介護付きのみが対象になります。

また、地域密着型特定施設の指定を受けている施設は、提出先が市区町村になります。

- ア 指定の様式（Excel）にて提出してください。

注意 ・Excelファイルにおいて、入力欄が足りない場合は、行追加をお願いします。

- イ 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）を添付してください。その際、施設基準第1号及び第2号の規定を満たす該当部分にマーカーを引くなど、該当箇所の記載がわかるようにしてください。

(3) 施設番号及び法人番号が不明の場合は下記ホームページの「6 施設番号、法人番号」でご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/houkoku.html>

(4) 変更届については、郵送により提出してください。

4 提出期限

令和6年8月21日（水曜日）必着

期限に遅れた場合、東京都福祉局ホームページで公表している重要事項説明書の最新版への更新が、今年度中に完了できない恐れがあります。期限に余裕を持って提出してください。

5 提出先及び問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課 有料老人ホーム担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-4296、4537（直通）

FAX 03-5388-1391

E-mail: ml-henkou@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は「法人名（報告徴収）」としてください。

6 その他

(1) 令和6年7月1日以降開設の施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅として登録している施設は、本通知の対象外となります。

(2) 業務継続計画（BCP）策定状況の調査について

報告徴収と同時にインターネットを利用した調査を行います。

詳細は、別紙、「BCP 策定状況調査について」を参照してください。